

1994年2月14日 制定
1995年 10月28日 一部改正
2000年 10月28日 一部改正
2006年 10月21日 一部改正
2010年 5月29日 一部改正
2011年 6月4日 一部改正
2020年11月5日 一部改正
2022年5月28日 一部改正

生活社会科学研究会会則

第1条 名称

本会は生活社会科学研究会と称する。

第2条 目的および事業

1. 本会はお茶の水女子大学生生活社会科学講座に関連する教職員・院生・学生等の共同研究団体として、生活社会科学の研究の推進と発展に寄与することを目的とする。
2. 本会は前項の目的を達成するため、つぎの事業を行う。
 - (1) 年次総会の開催
 - (2) 研究会及びセミナーの開催
 - (3) 情報交換及び研究の相互協力
 - (4) 会誌の印刷・配付
 - (5) その他本会の目的達成上必要な事業

第3条 会員・会費および会誌

1. 会員は次の者とする。
 - (1) 正会員
(教員会員)
 - a. 生活社会科学講座に所属する専任教員および本研究会の趣旨に賛同するその他のお茶の水女子大学専任教員。
 - (学生会員)
 - b. 生活社会科学講座に所属する学部学生。
 - c. 人間文化研究科に所属し、本研究会の趣旨に賛同する大学院生。
 - (一般会員)
 - d. 上記の課程を卒業または修了した者、ならびに家庭経営学科卒業または家庭経営学専攻修了の者。
 - e. その他参加を希望する者で本会が入会を認めた者。
 - (2) 名誉会員
 - f. 名誉会員の規定を別に定める。
2. 正会員は所定の会費を4月中に納入する。
3. 会員は、会費を納入した期間会誌を無料で受領できる。

第4条 役員

1. 本会に次の役員をおく。
 - (1) 会長1名 本会を代表し会務を総括する。
 - (2) 運営委員10名以内 運営委員会を構成し、会務を執行する。
運営委員会には庶務、会計、編集をおく。
 - (3) 監査委員2名以内 経理その他の事務を監査する。
 - (4) 役員の任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。年次の途中で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(5) 運営委員会は会長が必要と認めたととき招集し、会長が議長となる。

第5条 総会

1. 総会は毎年1回開催し、全会員で構成する。
2. 総会は次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会務報告に関する事項
 - (2) 予算および決算に関する事項
 - (3) 役員を選出に関する事項
 - (4) その他重要な事項

第6条 経理

1. 本会の経費は会費・寄附金およびその他の収入をもってあてる。
2. 会計年度は毎年4月1日からはじまり翌年3月末日で終わる。
3. 生活科学研究会の預金通帳の代表は在任中の会長とする。

第7条 事務局

1. 本会の事務を処理するために事務局をおく。
2. 本会の事務局は東京都文京区大塚2-1-1
お茶の水女子大学生生活科学部生活社会科学講座助手室におく。

付則

1. 会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員のうち教員会員は、各年につき教授12,000円、准教授等7,000円とする。
 - (2) 教員会員以外の正会員は、入会金3,000円、年会費2,000円とする。
ただし学生会員は、2年進級時に在学期間分の会費を一括納入する。
なお、外国人留学生はすべて半額とする。
 - (3) 会費を2年以上未納の者は、本人の意向を確認した上で退会させる。
2. 会誌の掲載規定は、別に定める。

付則1については2012年4月から適用する。